		日	号外	ページ
一七九	特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件	一	65	八九
一八〇	在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件	二	二	二
一八一	在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件	二	二	二
一八二	公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの一部を改正する件	一〇	二	二
一八三	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	一六	78	一
一八四	東経百五十度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件	一七		七
一八五	無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件の一部を改正する件	一七	79	五
一八六	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件	一八	80	二
一八七	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件	一八	80	三
一八八	地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件	一八	80	五
一八九	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	二二	82	二六
一九〇	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	二二	82	二七
一九一	経済センサス基礎調査規則に基づく、調査票の様式を定める件	二二	82	五四
一九二	無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件	二二	82	五八
一九三	電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件	二二	82	五八
一九四	陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件	二二	82	五九
一九五	工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件	二二	82	六六
一九六	陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件の全部を改正する件の一部を改正する件	二二	82	六六
一九七	無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件	二二	82	六八
一九八	無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件	二二	82	六八
一九九	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件	二二	82	六九
二〇〇	高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件	二二	82	六九
二〇一	ＭＣＡ陸上移動通信を行うＭＣＡ制御局等の無線設備の技術的条件を定める件等を廃止する件	二二	82	七一
二〇二	臨時の利用状況調査の対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を定める件	二三		一
二〇三	調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件	二三	83	一
二〇四	特定国外派遣組織を指定する件	二六		六
二〇五―二〇七	二以上の選挙区にわたる市区町村の境界変更に伴う衆議院小選挙区選出議員の選挙区の所属の決定	二六		六
	○総務省、法務省、経済産業省			
二	電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件	二		三
三	〃	一二		二
	○総務省、出入国在留管理庁			
一	法務省通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準の一部を改正する告示	一	65	八九
	○総務省、農林水産省、国土交通省			
六	半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件	八		二
七	山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件	一一		二
八	**○総務省、経済産業省**			
一	工業統計調査規則に基づき、工業調査票甲及び乙並びに工業調査準備調査名簿の様式を定める件	一九	81	一五
二	工業統計調査規則に基づき、調査困難地域を定めた件	一九	81	一九
	○中央選挙管理会			
一〇	中央選挙管理会委員長が互選された件	一五		三
一一	委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件	一五		三
一二	平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件	一五		三
一三	平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件	一七		八
	○政治資金適正化委員会			
二〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二		三
二一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二		三